

(様 式)

産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）構想等調書

1. 応募者

・機 関 名 称： 東海大学

・機関の長（職・氏名）： 東海大学長 松 前 達 郎

・事業実施組織名称： 知的財産戦略本部

・調書責任者
 所 属：知的財産戦略本部
 役職・氏名：本部長 渡邊幹夫
 電 話 番 号：
 F A X 番 号：
 E - m a i l：

2. 事業計画の審査区分

審査区分	①国際	②特色					③基盤
		特定分野	事業化	地域	大学等間連携	人材育成	
		○	○	○			

3. これまでの主な取組と現況

①知的財産の創出・管理・活用の体制整備

東海大学(代表校)・九州東海大学・北海道東海大学は、平成15年7月文部科学省「大学知的財産本部整備事業」に採択され、同年9月に東海大学知的財産戦略本部を設置、5ヶ年にわたり体制整備を進めてきた。

平成20年3月、同本部を基盤とした新組織「東海大学産官学連携センター」を設置した。同センターは、同年3月21日、特定大学技術移転事業を実施するTLOとして承認された。

同センターには、情報系、電気系、機械系、化学・材料系、医学・バイオ系の技術分野ごとにプロジェクトマネージャー5名を配置し、知的財産の発掘から活用までをワンストップで行う体制を構築している。

また同センターには、知的財産課と技術移転課を置き、その業務分掌は産学官連携業務と併せて知的財産の創出から活用までを集中して所掌する。

②利益相反マネジメントの体制整備

平成16年3月、「学校法人東海大学利益相反ポリシー」を制定した。利益相反マネジメントの基本的な考え方は、“建学の精神及び知的財産憲章の理念”のもとに研究成果を社会に還元することを積極的に奨励し支援するが、その過程で生じる利益相反を適正にマネジメントすることにある。

利益相反マネジメントに係る組織体制は以下のとおりである。

- ・利益相反相談室の設置
- ・利益相反マネジメント委員会の設置
- ・利益相反委員会の設置

利益相反に係る取扱いは、本ポリシーに基づき運用され、その中で教職員等に対する届出および報告義務等が規定されている。

③秘密保持体制の整備（意図せざる技術流出の防止など）

共同・受託研究実施に際し、研究契約書に秘密保持に係る事項を規定し、その内容を研究者に周知し守秘義務を徹底している。（学生は秘密保持の徹底が困難であるため、対象者に含めないことを基本とするが、必要な場合は個別に契約する。）

なお、営業秘密として管理する一部の建物・区

域においては入退室管理、文書・情報管理を行い、また、知的財産を取扱う「産官学連携センター」のスタッフには、知的財産の存在、技術内容及び関連情報等について秘密を守り、他にこれを漏洩しないよう徹底している。

④その他全般に産学連携関連の紛争への対応（予防対応も含む）

産学連携関連の予防対応として、以下の体制をとっている。

1. 「産官学連携センター」に顧問2名（大手企業特許部長の経歴者、特許庁審判部審判長の経歴者）を配置し、ライセンス契約、共同・受託研究契約等の契約締結にあたり、法務的な内容についてアドバイスを得ている。
2. 知的財産戦略本部付きの学内教員3名（法科大学院教授、教養学部教授、法学部講師）を配置し、学術的見地からのアドバイスを得ている。

なお、産学連携関連の紛争への対応としては、大手の合同特許法律事務所と顧問契約を締結し、弁護士による対応が必要な場合は随時、相談できる態勢にある。

⑤その他特筆すべき取組

1. 未来科学技術共同研究センターの設置
独創的な研究成果を世界に向けて発信することを目的として開設。研究費は外部資金とし、本学が推進する産学連携の中核的存在である。研究テーマは学内公募され、研究内容の独創性・レベル・先進性・外部研究資金導入状況などの審査を経て選ばれる。研究には期限が設定され、学外機関による中間審査も行われる。
2. インキュベーション施設の設置
本学の知的財産を事業化する企業および東海大学発ベンチャー企業を入居対象とするインキュベーション施設を設置している。
3. 高度物性評価施設の設置
本学と共同・受託研究契約やライセンス契約を締結する企業に対し、高度物性評価施設の優先利用制度を設けている。
4. 産学連携支援機関とのネットワーク
産学官連携は、校舎所在地の自治体等の産学連携支援機関との連携・協力を重要視し、全国約90機関・団体と連携した活動を展開している。

4. 産学官連携戦略

○「総括」

【機関の特色】本学は、昭和18年開設の航空科学専門学校を前身とし、昭和21年旧制東海大学、昭和25年新制東海大学として認可され、現在、13学部を擁する総合大学である。

本年4月、東海大学・九州東海大学・北海道東海大学を統合し、新たに「東海大学」としてスタートする。新・東海大学は、北海道から九州まで全国に10校舎を擁する全国展開型の総合大学となる。

【機関を取り巻く環境と課題】わが国の大学は、これまでに例を見ない厳しい経営環境下に置かれている。三大学統合は、分散していたエネルギーを結集し、来るべき時代の中でより強くなることを目指すものである。統合により東海大学は、20学部を擁する大規模大学となる。このような現況の中で、大学運営においては以下の課題がある。

1. 三大学統合による同系列学科の統廃合
2. 学生定員充足（教育面での産学連携）
3. 全国に分散する10校舎のマネジメント

【その課題に対する対処方針等】前述の課題に対する対処方針等は、以下のとおりである。

1. 三大学統合による同系列学科の統廃合：第1期計画として情報系学科を統合、平成20年4月高輪校舎に情報通信学部を開設する。今後、第2期計画、第3期計画を予定している。
2. 学生定員充足：戦略の一つとして教育面での産学連携を推進する。最近の連携は以下のとおり。
 - ・全日本空輸(株)との提携によるパイロット養成
 - ・経団連との協力による組込み技術者の養成
 - ・読売新聞との提携によるジャーナリスト養成
 - ・(株)東芝との提携による原子力分野の人材育成
3. 全国に分散する10校舎のマネジメント：統合を機に担当分野ごとの副学長制(5名)導入、運営組織の大幅改革、全校舎テレビ会議システム設置等、ソフト・ハード面の環境整備を行い運営する。

【産学官連携の位置づけと課題】本学は、創設者松前重義の考えのもと、設立当初から産学連携を展開してきた。昭和41年に知的財産の機関帰属を定めた「工業所有権取扱規程」を制定、昭和51年には外部機関との研究推進のため「総合研究機構」を設置した。平成15年「大学知的財産本部整備事業」に採択され、知的財産戦略本部を設置した。三大学統合を契機に、建学当初から展開してきた研究

成果の社会還元を更に進展させるため、本年3月「産学官連携センター」を設置した。

これまでの経緯が示すとおり、本学における産学官連携は、建学理念の使命達成の一翼を担う活動として位置づけられている。

5ヶ年に亘る大学知的財産整備事業の中で、知財関連の各機能の整備は、所期の目的を達成したと考えているが、各機能に横串をさした機動的な活動については十分でなく、知的財産の活用については、今後の課題である。

【課題に対する方針】「産学官連携センター」は、前述の課題に対する対処の役割を担い、特定大学技術移転事業を実施するTLOとして開設された。

同センターは、産学官連携業務と併せて知的財産の創出から活用までの業務を担当し、知的財産の活用に主眼をおいた活動を行う。

①「産学官連携戦略」について

本学は、研究者の自由な発想による研究活動を尊重し、そこから生まれる知的財産に係る活動を推進する。本学の産学官連携戦略は、自治体等の産学連携支援機関との連携・協力、ネットワークの活用を基軸として展開する。

一方で今後は、大学が当初から実用化・事業化を念頭に、産学官連携のもと戦略的に行う研究プロジェクト（以下、戦略PJ）を推進していく。

この戦略PJを実施するため、今回の「産学官連携戦略展開事業」に応募するものである。本事業の実施により、本学の戦略PJのモデルを構築する。

②戦略達成のための「マネジメント」について

大学の戦略PJとして、ライフサイエンス分野の「健康医科学研究」を中核とした産学官連携をスタートさせる。この戦略PJの研究主体は医学部であるが、他学部等を加えた学部横断型の研究者で構成され、これに企業、自治体等が参画しコンソーシアムを組織し推進する。知財戦略は、「産学官連携センター」が統括しマネジメントしていく。

③戦略達成のためにあるべき「体制」について

産学官連携の体制は、湘南校舎の「産学官連携センター」が全校舎を統括し、各校舎には地域の産学官連携と研究支援を行う部門を置いている。

この戦略PJの運営体制については、「産学官連携センター」と医学部所在地の「伊勢原研究推進部」が協同で推進していく。

5. 事業計画

①「事業計画の特色」に関すること

本事業は、本年4月に発足する『産官学連携・健康医科学研究プロジェクト※』を本学の戦略プロジェクトとして位置づけ、知的財産戦略本部の関係部門が協同して取組む産学官連携事業である。

研究者は医学部のみでなく、工・農・体育等他学部研究者で構成(発足時25名)する全学挙げてのプロジェクトであり、当初より研究成果の実用化を念頭において計画されたものである。発足時に参加する企業は10社、自治体は伊勢原市である(8.体制図参照)。なお本事業は、平成18年度文部科学省「現代GP」採択の学生による社会貢献活動「高齢者いきいきプロジェクト」との連携を図る。

本年4月には特定健康診査(メタボリック健診)、特定保健指導がスタートする。高齢化社会における健康維持・増進は、医療費削減の面からも国家的な課題であり、本事業は社会のニーズに応えるものである。

※『健康医科学研究プロジェクト』の概要

健康に関する国民の関心の高さに反して、科学的エビデンスに基づく健康管理は十分にされていない。このような現状を打破するために、本学大学院医学研究科ライフケアセンターを軸に、健康関連企業、近隣自治体等とコンソーシアムを形成し、健康医科学の基礎研究および応用研究を推進する。

本事業は、これまで積み上げてきた知財マネジメント機能が有機的に機能する『横串をさした』体制の構築、および健康産業の中核企業や自治体等と連携した活動の中で東海大学ブランドを確立

する戦略の構築および実践である。具体的には次の活動を行う。

【体制の構築】本事業では研究成果の公開を原則としているが、健康機器等の開発のための知財権確保のために、コンソーシアム参加企業と共に、研究の段階から実用化をにらんだ知財戦略を立てるとともに、研究成果の特許出願から参加企業等への実施許諾までを切れ目なく進める体制を構築する。

【ブランド戦略】本学独自の検診・運動メニュー等は本学の知的財産として、統一的な商標のもとでブランド戦略を進める。すなわち、東海大学ブランドの本商標を、健康産業の中核企業や自治体等で使用される検診用の書式や運動メニュー等での明示を行い、認知度を高めるとともに、他自治体等への販促を通じてブランドの拡大を進める。

②特色ある活動を行うための「体制」に関すること

本事業を推進するために、専属の知財・産学官連携担当者2名と事務職員1名を配置する。これらの要員は、組織的には「産官学連携センター」に所属するが、実務的にはコンソーシアムの協議体として設置される「健康医科学産業推進協議会(以下、協議会)」の事務局として、コンソーシアムの運営に携わるとともに、知財の確保および産学官の連携推進のための業務を行う。

このような体制により、本プロジェクトの運営に密接に関わる中で、研究・開発活動の成果の権利化および実施を遅滞なく進めることができる。

6. 事業計画の年度別計画

〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>①目標 産官学連携プロジェクトに密着した本事業体制の構築</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月3日、キックオフミーティングを開催(霞ヶ関ビル東海大学校友会館)し、参加自治体・企業を拡大する。 ・ 予定の要員を確保し、協議会の事務局を立上げ、役割を決定する。 ・ 迅速な知財確保のための研究進捗報告(報告会、月報)のしくみを構築する。 ・ 学内広報担当部署およびコンサルタント等の協力を得て、ブランド戦略を立案する。東海大ブランドの商標を検討し、登録する。
平成21年度	<p>①目標 産官学連携プロジェクトの進展に対応した知財・広報活動の推進</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の早期の商品化のために、コンソーシアム参加企業への特許の優先許諾および個別の共同研究を推進する。 ・ 自治体の検診メニュー作成等への本プロジェクトの関与を進める中で、商標の明示を進め、東海大ブランドの認知を拡大する。
平成22年度	<p>①目標 事業戦略の中間点における見直しと計画の修正 協議会参加企業・自治体間の横の連携の強化</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の中間点において、これまでの進捗を振り返り、目標達成のために計画の修正を行い、中間評価報告書に反映させる。 ・ 協議会参加企業間の横の連携を促進し、複数企業による商品の共同開発を進める。
平成23年度	<p>①目標 修正した計画に基づいた知的財産とブランドの拡大の推進</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の商品化に必要な関連特許の戦略的な取得計画を企業と共同で立案し、これにそって研究を推進する。 ・ 東海大ブランドのさらなる定着を図るため、商標の露出範囲、ライセンスの具体的計画等について修正した計画に沿って、販促を進める。
平成24年度	<p>①目標 本事業の成果を継続的に実践し、発展させるための仕組み作り</p> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会はさらなるビジネス展開のために法人化を準備する。本法人の活動の中で、研究成果の実用化支援およびブランド戦略をさらに進める。 ・ 本事業および産官学連携プロジェクトの経験を生かして、健康ビジネス大学院コースの開設の検討を行う。

6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	90件	90件	90件	90件	90件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	60件	60件	60件	60件	60件
登録（権利化）件数	15件	15件	15件	15件	15件
保有件数	89件	94件	99件	104件	109件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	47件	52件	57件	62件	67件
件数（TLO経由）	- 件	- 件	- 件	- 件	- 件
収入額	5,990千円	7,130千円	8,270千円	9,410千円	10,550千円
収入額（TLO経由）	- 千円				

④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	90件	92件	94件	96件	98件
受入額	200,000千円	202,000千円	204,000千円	206,000千円	208,000千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	280件	290件	300件	310件	320件
受入額	1,100,000千円	1,110,000千円	1,120,000千円	1,130,000千円	1,140,000千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
競争的資金の獲得件数	50件	50件	50件	50件	50件
リサーチツール出願件数	3件	3件	3件	3件	3件
大学発ベンチャー創出件数	2件	2件	2件	2件	2件

7. 資金等計画

①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		120,253	110,443	110,983	111,529	112,080	112,636
産学官連携戦略全体金額		93	120	123	123	123	123
産学官連携経費割合		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
事業計画分		45	26	30	30	30	30
補助・支援事業							
経済産業省「大学等技術移転促進費補助金」			30	30	30	30	
JST「特許出願支援制度」		2	2	2	2	2	2
自己負担分 (財源)	間接経費等	-	-	-	-	-	-
	実施料等収入	-	-	-	-	-	-
	その他	46	62	61	61	61	61
	計	46	62	61	61	61	61
	(うち国内出願等経費)	28	30	30	30	30	30
	(うち外国出願等経費)	10	10	10	10	10	10
	負担割合	49.5%	51.6%	49.6%	49.6%	49.6%	49.6%

②その他（産学官連携人材の派遣・配置）

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
文部科学省産学官連携コーディネーター		1	1	1	1	1

7. 資金等計画

③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
人件費	業務担当職員(プロジェクトマネージャー 2名)	9,000千円	
	補助者(事務職員：派遣1名)	2,682千円	
	社会保険料等事業主負担分	900千円	
	計	12,582千円	※消費税対象額
業務実施費	消耗品費	550千円	
	国内旅費	630千円	
	外国旅費	1,850千円	※消費税対象額
	謝礼金	300千円	
	会議開催費	530千円	
	通信運搬費	200千円	
	印刷製本費	2,000千円	
	借損料	1,200千円	
	雑役務費	3,100千円	
	消費税相当額	721千円	
	計	11,081千円	
一般管理費	上記経費×10%	2,366千円	
合計		26,029千円	

8. 戦略達成のための体制

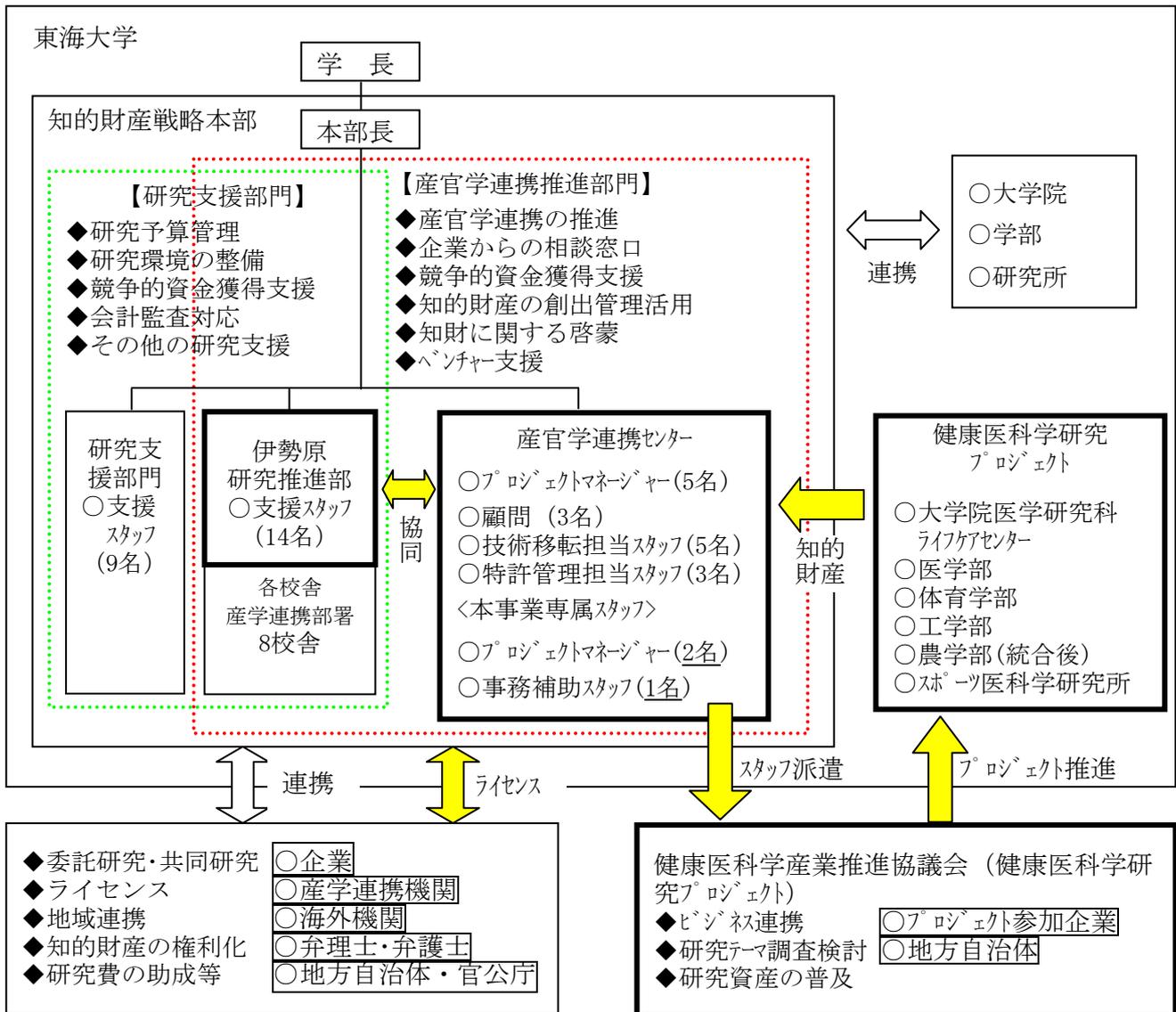
〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名：渡邊 幹夫

役職：知的財産戦略本部 本部長

(体制図)



・ 連携機関の役割分担

○ 健康医科学産業推進協議会

- (1) 健康医科学研究プロジェクトにおける取組むべき研究テーマの調査、検討
- (2) 医学研究科ライフケアセンターの研究内容や運用への要望、意見の取りまとめ
- (3) 広報（情報共有、情報公開）および公開すべき情報の可否の決定
- (4) 交流（情報交換、ビジネス連携）
- (5) 健康医科学研究プロジェクトの研究成果（研究資産）の応用、普及協力

9. 機関の概要

①本部所在地：

東京都渋谷区富ヶ谷2丁目28番4号

②機関の組織の概略：



【応募機関名称：東海大学】

東海大学は、建学以来、豊かな人間教育を基本に自然科学系を中心とした文理融合のリベラルアーツ教育を実践する総合大学である。自然科学系領域としては、工学部、理学部、情報理工学部、海洋学部、開発工学部、医学部、情報デザイン学部の7学部を有し、また、人文科学系領域としては、文学・言語・心理・文明・哲学思想・マスコミを担う文学部、社会科学系領域を担う法学部・政治経済学部、人間科学・総合系を担う教養学部・体育学部、健康科学部の6学部と極めて幅広い学問領域において研究・教育を実践している。

③学部等・教員数：（平成19年5月1日現在）

学部等名	教員数				キャンパスの所在地
	教授	准教授	講師	助教	
総合科学技術研究所	6名	1名			東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4
総合情報センター	3名	2名	4名		神奈川県平塚市北金目1117
実務法学研究科	14名	1名			東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4
組込み技術研究科	7名	1名	1名		東京都港区高輪2-3-23
文学部	60名	24名	9名	1名	神奈川県平塚市北金目1117
政治経済学部	22名	12名	6名		神奈川県平塚市北金目1117
法学部	14名	1名	3名		神奈川県平塚市北金目1117
教養学部	30名	21名	3名		神奈川県平塚市北金目1117
体育学部	36名	12名	15名		神奈川県平塚市北金目1117
理学部	51名	27名	12名	1名	神奈川県平塚市北金目1117
情報理工学部	39名	23名	3名		神奈川県平塚市北金目1117
工学部	94名	35名	15名	1名	神奈川県平塚市北金目1117
第二工学部	1名				東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4
情報デザイン工学部	9名	7名			東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4
開発工学部	42名	10名	2名		静岡県沼津市西野317
海洋学部	50名	16名	11名		静岡県静岡市清水区折戸3-20-1
医学部	69名	88名	142名	414名	神奈川県伊勢原市下糟屋143
健康科学部	20名	12名	20名	3名	神奈川県伊勢原市下糟屋143
チャレンジセンター		1名	2名		神奈川県平塚市北金目1117
総合教育センター	19名	10名	6名		神奈川県平塚市北金目1117
外国語教育センター	26名	19名	36名		神奈川県平塚市北金目1117
課程資格教育センター	9名	2名	2名	1名	神奈川県平塚市北金目1117
留学生教育センター	7名	5名	1名		神奈川県平塚市北金目1117
未来科学技術共同研究センター	2名	1名	1名		神奈川県平塚市北金目1117
海洋研究所	7名	5名			静岡県静岡市清水区折戸3-20-1
総合医学研究所				1名	神奈川県伊勢原市下糟屋143
教育研究所	3名	6名	3名		神奈川県平塚市北金目1117
スポーツ医科学研究所	2名	1名			神奈川県平塚市北金目1117
	642名	343名	297名	422名	合計 1,704名

④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

（資金収支計算書の様式）

（単位：円）

収入の部			
大科目	予算	決算	差異
学生生徒納付金収入	56,121,350,000	56,109,346,599	12,003,401
手数料収入	1,135,720,000	1,137,310,262	△1,590,262
寄付金収入	1,824,650,000	1,859,245,332	△34,595,332
補助金収入	13,770,720,000	13,863,313,642	△92,593,642
資産運用収入	1,519,590,000	1,575,927,355	△56,337,355
資産売却収入	63,590,000	129,281,285	△65,691,285
事業収入	51,454,260,000	52,240,974,405	△786,714,405
雑収入	3,366,520,000	3,731,751,125	△365,231,125
借入金収入等	7,843,000,000	7,842,800,000	200,000
前受金収入	9,742,340,000	9,455,823,300	286,516,700
その他の収入	9,912,130,000	10,914,092,632	△1,001,962,632
資金収入調整勘定	△19,795,490,000	△20,655,225,983	859,735,983
前年度繰越支払資金	47,149,574,496	47,149,574,496	0
収入の部合計	184,107,954,496	185,354,214,450	△1,246,259,954
支出の部			
人件費支出	65,486,650,000	65,499,493,243	△12,843,243
教育研究経費支出	43,302,370,000	42,864,787,407	437,582,593
管理経費支出	9,387,540,000	9,450,478,316	△62,938,316
借入金等利息支出	1,297,130,000	1,297,908,399	△778,399
借入金等返済支出	11,738,020,000	11,738,016,000	4000
施設関係支出	3,196,410,000	2,859,064,575	337,345,425
設備関係支出	3,425,220,000	2,963,364,421	461,855,579
資産運用支出	857,690,000	798,868,946	58,821,054
その他の支出	10,155,870,000	10,614,513,495	△458,643,495
予備費	0	0	0
資金支出調整勘定	△8,591,670,000	△12,747,809,881	4,156,139,881
次年度繰越支払資金	43,852,724,496	50,015,529,529	△6,162,805,033
支出の部合計	184,107,954,496	185,354,214,450	△1,246,259,954

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルール策定の機能強化を図る。

対応済 対応できていない

東海大学産官学連携センターは平成20年3月21日、特定大学技術移転事業を実施するTLOとして承認された。同センターに、知的財産課と技術移転課を置き、一体となって活動している。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

対応済 対応できていない

産官学連携センター(承認TLO)に、専門分野毎のプロジェクトマネージャー5名を配置し、知的財産の創出から活用までをひとつのプロジェクトとして行うワンストップ体制をとっている。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

対応済 対応できていない

学校法人東海大学知的財産憲章において、社会への貢献として『大学は社会の構成員として社会に貢献する義務を負うものである。』と、謳われている。http://www.pr.tokai.ac.jp/ipm/

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

対応済 対応できていない

学校法人東海大学知的財産憲章において、知的財産の保有、研究の活性化、教育の向上、社会への貢献の4項目について、知的財産に関する基本的考え方が規定されている

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

対応済 対応できていない

東海大学は、教員の教育活動・研究活動・学内外活動における優れた業績を積極的、多面的に評価する「総合的業績評価」制度を導入している。この評価項目の1つとして、特許の取得がある。

⑧産官学連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

対応済 対応できていない

産業界からみた窓口の明確化と“産官学の連携”の重要性を込めて「産官学連携センター」を設置、同センターは、産官学連携業務と知的財産の創出から活用までを担当する。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

対応済 対応できていない

前項③の評価基準及び評価方法は、各学部等が定め、評価は学部等の長の責任において各学部等内で評価機関を組織して行う。評価結果は当該教員に通知し、不服がある場合は不服申立てができる。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

対応済 対応できていない

知的財産に係る権利承継、特許出願等の取扱いについては、学校法人東海大学知的財産権取扱規程に規定されており、本規程に基づき「産官学連携センター」が一元管理している。

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

対応済 対応できていない

実施料等の配分については、学校法人東海大学知的財産権取扱規程第10条第3号に規定されている。(実施料収入の10%は大学の事務諸経費、残りの90%を発明者と大学が折半し45%の割合で分配)

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

対応済 対応できていない

大学が権利承継を行わない発明については、学校法人東海大学知的財産権取扱規程第6条第2項に基づき、研究者に返還する。異動先での研究継続については、研究者と協議し柔軟に対応している。

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

対応済 対応できていない

産学官連携に係る知的財産憲章、ポリシー、契約書雛形等について整備し、産学官連携に関する各種情報と併せて知的財産戦略本部ホームページで公表している。<http://www.pr.tokai.ac.jp/ipm/>

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

対応済 対応できていない

企業との共同・受託研究契約の締結にあたっては、本学の契約書雛形に拘らず、研究をスタートさせることを第一義に考え、柔軟な対応をしている。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

対応済 対応できていない

発明者等が自ら当該発明等の実施を希望するときは、優先的にその発明者等に知的財産権の譲渡、又は実施権を許諾する。（学校法人東海大学知的財産権取扱規程第16条に規定）

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

対応済 対応できていない

マテリアルに関するポリシー、マテリアル提供規程、マテリアル受入規程、マテリアル管理の内規、届出書を整備し、学内教職員用ホームページにて周知を図り運用している。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

対応済 対応できていない

知的財産戦略本部セミナー、新任教職員研修会等を通じて研究ノートの使用を奨励している。また、研究者から発明の相談や発明届を受付時に、個別に研究者に奨励している。

1 1. 現状に関するデータ

①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	96件	99件	105件	81件	84件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		70件	73件	53件	48件
登録（権利化）件数		10件	11件	11件	24件
保有件数		66件	69件	68件	84件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		24件	28件	28件	58件
件数（TLO経由）		- 件	- 件	- 件	- 件
収入額		7,266千円	5,107千円	2,407千円	1,310千円
収入額（TLO経由）		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円

④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	67件	54件	59件	101件	80件
受入額	187,959千円	357,325千円	158,414千円	141,089千円	202,264千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	211件	247件	273件	263件	275件
受入額	1,110,068千円	880,184千円	969,507千円	1,002,833千円	1,076,335千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
大学発ベンチャー数	10社	12社	16社	19社	19社
展示会等出展回数	12回	26回	31回	35回	40回